

○長崎県保険者協議会設置運営規程

平成27年5月28日制定

(目的)

第1条 長崎県保険者協議会(以下「協議会」という。)は、長崎県内の保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ)の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取り組みの推進等を図るとともに、長崎県医療費適正化計画の策定又は変更、長崎県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保健事業等の共同実施
- (3) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (4) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (5) 医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (6) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (7) 医療費適正化計画の作成及び同計画に基づく施策の実施に関する長崎県からの協力要請に基づく保険者との調整

(構成)

第3条 協議会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 全国健康保険協会長崎支部を代表する者
- (2) 健康保険組合を代表する者
- (3) 国民健康保険の保険者たる市町を代表する者
- (4) 国民健康保険組合を代表する者
- (5) 共済組合を代表する者
- (6) 後期高齢者医療広域連合を代表する者
- (7) 健康保険組合連合会支部を代表する者
- (8) 国民健康保険団体連合会を代表する者
- (9) 長崎県担当部署
- (10) 長崎県医師会

(11) その他医療関係者並びに学識経験者等

- 2 前条第5号に掲げる事項については、前項第9号から第11号までに掲げる者は議決権を有しないものとする。
- 3 第1項の委員の推薦数及び推薦方法等については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。委員の任期が満了しても後任者が就任するまで、その職にあるものとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長1人、副会長2人、監事2人を置き、委員の互選により選任する。ただし、必要があるときは、委員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその会長が指定する副会長が、その職務を代理する。
- 4 監事は、会長又は副会長を兼ねることができない。
- 5 監事は、協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、会議の運営上必要と認められるときは、委員以外の者の出席を要請し、意見又は説明を求めることができる。

(議事)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、あらかじめ通知のあった事項につき、委員が書面又は代理人によってその議決権を行使することを認めることができる。
- 4 前項の規定により、書面によって賛否の意見を明らかにした委員は、会議に出席したものとみなす。
- 5 代理人は、複数の委員について議決権を代理行使することはできない。
- 6 代理人は、協議会ごとに代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

(書面による決議)

第7条の2 会長若しくは副会長又は委員が協議会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の協議会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により協議会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の協議会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該協議会が終了したものとみなす。

(専門部会の設置)

第8条 協議会には、第2条各号に掲げる事項について検討を行うため、次の専門部会を置く。

(1) 企画分析部会

(2) 保健事業部会

2 専門部会の構成、運営等については、会長が別に定める。

(費用の負担)

第9条 協議会の開催及び事業実施に要する経費については、国等からの助成があるものを除き、協議会を構成する関係者が応分に負担するものとする。ただし、第3条第1項第8号から第11号までに掲げる者については、費用の負担はないものとする。

2 負担金の額は、各保険者の前年度4月末現在の被扶養者を含む被保険者数の構成比により按分して算出する。

(公印)

第10条 公印は、長崎県保険者協議会会長印とし、協議会の事務局においてこれを管理し、及び保管する。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、長崎県国民健康保険団体連合会内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(議事録)

第12条 協議会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長が署名しなければならない。

(その他)

第13条 この運営規程に定めるもののほか、協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附 則

- 1 この運営規程は、平成27年5月28日から施行する。
- 2 第9条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

附 則

この規程は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月23日から施行する。

ただし、第4条第1項の規定の適用については、平成29年度に限り同項中、「4月1日」とあるのは「平成29年5月28日」と読み替えるものとする。